

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

藤岡市は群馬県の南西部に位置し、東部は関東平野に接し、西部は秩父連山に連なる山岳部で、約 60%を西御荷鉾山をはじめとする山岳部、山ろく部で占めているが、関東平野に接する標高 80～100mの平坦地に市街地が発達している。首都圏から約 90 kmに位置し、関越自動車道と上信越自動車道の結節点であるとともに北関東自動車道にも隣接する自動車交通の要衝となっており、古くから人、物の交流が盛んな都市として発展してきた。人口は約 6 万 3 千人で、その構成は 15 歳未満が 10.8%、65 歳以上が 32.5%と少子高齢化が進んでおり、県全体と比較してもその割合が高くなっている。人口減少傾向のなかでも特に幼年人口及び生産年齢人口の減少の傾向が顕著になっており、今後も人口減少、少子高齢化が加速度的に進んでいくと推計される。人口減少を緩和させるため、多くの人に藤岡市で働いてもらい、住み続けてもらう取り組みを進める必要がある。(R2. 10. 1 国勢調査)

産業別就業者数による産業構造では、平成 12 年に第 1 次産業が 6.8%、第 2 次産業が 40.9%、第 3 次産業が 52.3%の割合となっていたが、令和 2 年には第 1 次産業 4.2%、第 2 次産業 35.6%、第 3 次産業 60.2%となり、第 1 次産業、第 2 次産業が減少し、第 3 次産業が多くなっている。(H12. 10. 1 国勢調査 R2. 10. 1 国勢調査)

第 2 次産業では製造業に従事する者が 4 分の 3 以上を占め、その中でも電気機械器具やプラスチック、金属製品の製造に従事している者が多い。製造業における従業者 4 人以上の事業所数、従業者数、製造品出荷額の近年の推移は概ね横ばいの傾向にある。令和 2 年の製造品出荷額をみると 2,362 億円となっており、前年から 12.2%減少しており、近隣の高崎市、富岡市、安中市と比較しても低くなっている。(R2. 10. 1 国勢調査、R3 経済センサス活動調査)

第 3 次産業では卸売業・小売業、医療や福祉関係に従事している者が特に多く、第 3 次産業全体の半数近くを占める。その増減を平成 24 年と令和 3 年で比較すると、卸売業・小売業は事業所数が 700 から 586 へ、従業者数が 4,513 人から 4,043 人へと減少しているが、医療・福祉関係では事業所数が 186 から 235 へ、従業者数が 2,724 人から 4,213 人へと大幅に増加しており、需要のあることが窺える。その他の業種では運輸業や飲食業に従事する者が多い。(H24 経済センサス活動調査、R3 経済センサス活動調査)

今後、中小企業が少子高齢化や人手不足等の厳しい事業環境を乗り越えるには、社会情勢に適応した新たな事業展開や、生産技術の高度化による自主的な経営基盤の強化を進める必要がある。地域産業が競争力を備え持続することは、市民の

雇用創出や安定就労、定住へと繋がる。市は、活気あるまちづくりのため、企業の生産性と収益性の向上を支援しなければならない。

(2) 目標

先端設備等導入計画の年間認定件数が 10 件以上となることを目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

当市の製造業を製造品出荷額の多い順にみると、輸送機器が 22.0%と最も多く、次にプラスチック 17.3%、金属製品 16.0%、電気機器 11.6%、化学 5.2%と続いている。（R3 経済センサス活動調査）

比較的規模の大きな事業所を有する上位 3 業種で製造品出荷額の 55.3%を占めているが、その他の業種も幅広く存在していること、第 3 次産業に従事する者が多いこと、また、成長産業分野への参入や新たに収益を生み出す事業展開を後押しするため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

当市は、平成 18 年 1 月 1 日の旧鬼石町との合併を経て、現在 180.29 k m²の面積を持つ。都市計画区域は 58.02 k m²で全体の 32%を占めており、その内、用途指定地域が 8.89 k m²となっている。

用途指定地域内の工業専用地域及び工業地域、準工業地域の面積の合計は 2.86 k m²を占める。

当市では、交通の利便性など恵まれた立地条件を活かした産業活力の向上のため、工業団地の造成、優良企業の誘致を推進している。現在、工業団地は 13 団地あり、工業用地面積は合計で約 1.29 k m²あるがすべて分譲済みとなっている。金属やプラスチックの加工、製品製造を行う企業や、医療に関係する製品の製造、印刷業、運輸関連など様々な企業が立地している。

また、商業地域及び近隣商業地域の面積の合計は 0.55 k m²を占め、商店や飲食店、生活関連のサービスを行う店舗が多数立地している。

しかし、用途指定地域外においても広範囲に多種多様な工場や店舗、事務所等

が存在することから、本計画の対象地域は、当市の全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

上記のとおり、業種及び事業等についても多分野に存在するため、一部を特化せず全てを対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31）日までとする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした取組は先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・ 公序良俗に反する取組は先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・ 藤岡市暴力団排除条例（平成24年条例第23号）に基づく藤岡市の事務事業からの暴力団排除に関する合意書第3条に規定する排除対象者に該当するものを除く。
- ・ 市税を滞納している者を除く。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。